

コントロール

コントロールに関する規定より

3 コントロール位置

- 3.1 コントロール位置は地図と地表上の双方に認められる特徴物あるいは特徴部でなければならない。地表上で認められても地図に表記されていない場合、あるいは特徴物あるいは特徴部※の存在しないところにコントロールを設置してはならない。

※特徴部とは尾根、沢など地形が形成され等高線で表現される部分をいう。

コントロール位置説明仕様

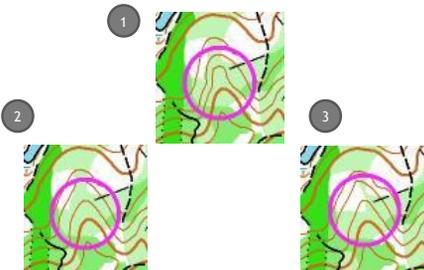
- 5.2 コントロール位置説明を地図の誤りの修正のために使ってはならない。

尾根（1. 2）・沢（1. 3）

- 基本的には等高線1本で表される特部である。
- 2本以上で表される場合は最上部、最下部を使用する。



以下の位置は適切か？



サイズの問題

- コントロールは他の情報が無ければ近づかなければ見えないような小さな特徴物においてはいけない

→原則として、地図作成規定のサイズに満たない特徴物にコントロールを置くべきでない。